(様式第3号)（第11条関係）

（表）

印鑑登録証

|  |
| --- |
|  |
| 村章 | 登録番号 |  |
| 印鑑登録証 |
| 椎葉村長 | 村長印 |  |
| この印鑑登録証はあなたの利益を守るものですから大切に保管してください。 |

（裏）

|  |
| --- |
| 注意事項1　印鑑登録証明書の交付を申請するときは、この印鑑登録証は必ず持参して下さい。登録印鑑を持参する必要はありません。2　この印鑑登録証の提示がないと、印鑑登録証明書の交付申請の手続きをすることができません。3　この印鑑登録証は、上記のように必要な効力をもつものですから、登録印鑑と同様に大切に保管して下さい。4　この印鑑登録証を亡失したときは、直ちに届け出て下さい。5　次の場合には、この印鑑登録証をお返し下さい。⑴　印鑑登録証を著しく汚損またはき損したため、引替交付の申請をするとき。⑵　印鑑登録の廃止（登録印鑑を亡失したときを含む。）の申請をするとき。⑶　村外に転出するとき。 |